和歌山県立医科大学及び和歌山県立医科大学大学院授業料減免取扱要綱

制　　定　平成３年３月30日
最終改正　令和２年４月１日

（目的）
第１条　この要綱は、和歌山県立医科大学学則（平成 18 年和医大規則第１号。以下「学則」という。）第 54 条及び和歌山県立医科大学大学院学則（平成 18 年和医大規則第２号。以下「大学院学則」という。）第 40 条の規定に基づき、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）及び和歌山県立医科大学大学院（以下「大学院」という。）の授業料（以下「授業料」という。）の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

（減免の方法及び額）
第２条　授業料の減免は、学則第 49 条及び大学院学則第 40 条に規定する授業料の納期（以下「納期」という。）ごとに、該当納期において納付すべき授業料の額について、減免を受けようとする者の申請に基づいて行うものとする。
２　授業料を減免することができる額は、各納期において納付すべき授業料の額の全部又は２分の１に相当する額とする。

（減免の対象）
第３条　授業料の減免を受けることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
⑴　学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)の長期療養、失業、事業の倒産等の経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ学生の学業が優秀であると認められる場合
⑵　授業料の納期前１年以内において、学費負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難になったと認められる場合
⑶　前２号に準ずる場合であって、理事長が相当と認める事由がある場合
２　授業料の減免事務処理基準については、別に定める。

（減免の申請手続）
第４条　授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（別記第１号様式）に掲げる書類を添付して、納期までに理事長に提出しなければならない。
⑴　学費負担者の属する世帯の「経済状況調書」（別記第２号様式）
⑵　第３条各号に掲げる者であることを証するに足りる関係官公署の長の証する書類
⑶　その他理事長が必要と認める書類
２　授業料の減免を受けた者が、引き続き次の納付において納付すべき授業料の額について、同一の事由により減免を受けようとするときは、前項の規程により提出すべき書類のうち第１号及び第２号に掲げる書類の提出を要しない。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

（減免の決定及び通知）
第５条　理事長は、前条の規定により授業料の減免の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、学部生については学部教務学生委員会、大学院生については大学院研究科委員会の審議を経て決定するものとする。
２　理事長は、授業料の減免を適当であると認めたときは授業料減免決定通知書（別記第３号様式）により、減免を不適当と認めたときは授業料減免不承認通知書（別記第４号様式）により、通知するものとする。

（授業料減免辞退届等）
第６条　授業料の減免を受けている者が、当該期間の途中においてその事由が消滅したときは、速やかに授業料減免辞退届（別記第５号様式）を理事長に提出しなければならない。
２　理事長は、前項の規程により授業料減免辞退届の提出があったときは、授業料の減免の取消又は額の変更をすることができる。
３　理事長は、前項の規程により授業料の減免の取消又は額の変更をしたときは、それぞれ授業料減免決定取消通知書（別記第６号様式）又は授業料減免額変更通知書（別記第７号様式）によりその旨減免を受けている者に通知するものとする。

（納付猶予）
第６条の２　理事長は、授業料の減免の承認又は不承認を決定するまでの間、納期から１年間を限度として当該授業料の納付を猶予することができる。

（減免の決定の取消し）
第７条　理事長は、減免の許可を受けている者が次の各号の一に該当することとなったときは、

当該減免の決定を取り消すことができる。この場合において、第６条第３項の規程を準用する。
⑴　申請書その他の書類等の内容に虚偽の記載があったとき。
⑵　学則又は大学院学則による懲戒処分を受けたとき。
⑶　第６条の規程による授業料減免辞退届の提出を怠ったとき。
２　前項の規程により決定を取り消された者は、その減免に係る授業料を納付しなければならない。

附　則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 16 年 ４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 18 年 ４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 27 年５月 19 日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
２　この要綱に定める学部生の授業料の減免は、令和元年度以前に入学し、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）に係る減免制度の要件に該当しない学部生に適用する。

別記第１号様式（第４条関係）

授 業 料 減 免 申 請 書

年　　月　　日

公立大学法人
　和歌山県立医科大学理事長　　様

部　　科　　年
大学院　　研究科　　年
住　　所
氏　　名　　印
保証人住所
保証人氏名　　印

　私は、下記事由により授業料の納付が困難でありますので、　年度　　期分の授業料の免除を関係書類を添え、保証人連署のうえ申請します。
　ついては、減免の承認、不承認の決定がなされるまで、当該授業料の納付の猶予を併せて申請します。
　なお、減免が不承認となり、又は授業料の半額について免除が承認された場合は、納付すべき授業料を指定された期日までに納付します。
　　また記載事項は、事実と相違ありません。

記

申請事由（具体的に記載すること）

（注）本人及び保証人は、各自自署押印すること。
　　不要の文字は抹消する。

別記第２号様式（第４条関係）

経　済　状　況　調　書

フリガナ		学部　　学科 大学院　　研究科 年	
氏　　名			
本　人 現住所	㊦　　－　　※（自宅・自宅外〔　　〕）		
家　族 現住所	㊦　　－　　※（持家・借家・社宅・その他〔　　〕）		

家族	就学者を除く家族	続柄	氏　名	年齢	現在の職業	勤務先
		父				
		死亡・生別・無職等の場合　その年月（　年　月）理由（　　）				
		母				

家族	就学者	続柄	氏　名	年齢	在学学校名	学年	通学別
					立		※ 自宅・外
					立		※ 自宅・外
					立		※ 自宅・外
					立		※ 自宅・外

障害者	本人との続柄	障害の種類	手帳番号
長期療養者	本人との続柄	傷病の状況	

奨学金受給状況	名称		月額	

	給与所得	商工林水産業所得	農業所得	その他の職業・雑所得	左記以外の臨時所得
収入状況	給与・賃金（賞与も含む） 千円	営業種目	作付面積 農地　田　a 畑　a 果実園芸　a 牧草地　a	職種 （　　） 千円	退職金 千円
	役員報酬（賞与を含む） 千円	営業形態 個人経営 同族会社 その他		家賃・地代 千円	保険金 千円
	専従者給与 千円		米・麦・雑穀 千円	利子・配当 千円	資産譲渡 千円
	年金・恩給 千円	設備機械 台	野菜・果実・園芸 千円	その他 （　　） 千円	山林所得 千円
	扶助料 千円	車両　台 その他	その他 （　　） 千円		その他 （　　） 千円
	その他 千円	専従者 家族　人 使用人　人			
	収入金額計 千円	売上高計 千円	収入金額計 千円	収入金額計 千円	収入金額計 千円
	控除額 千円	必要経費 千円	必要経費 千円	必要経費 千円	必要経費 千円
	差引所得金額 千円	差引所得金額 （利益金額） 千円	差引所得金額 （利益金額） 千円	差引所得金額 （利益金額） 千円	差引所得金額 （利益金額） 千円

（注）※印は該当するものに○印を付けること。

別記第３号様式（第５条関係）

授業料減免決定通知書

年　　月　　日

学部　　学科　　年
大学院　　研究科　　年
氏名　　様

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長

年　　月　　日付で申請のあった授業料の減免については、下記のとおり決定する。

記

１　減免年度期　　年度　　期

２　減免額　　金　　円（　全額　・　半額　）

（注）減免決定後、経済状況等に変化のあった場合は、速やかに届出をしなければならない。
届出を怠った場合は、減免を取り消すことがある。

別記第４号様式（第５条関係）

授業料減免不承認通知書

年　　月　　日

学部　　学科　　年
大学院　研究科　　年
氏名　　様

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長

年　　月　　日付で申請のあった授業料の減免については、和歌山県立医科大学及び和歌山県立医科大学大学院授業料減免取扱要綱第　　条の規定により承認できません。

別記第５号様式（第６条関係）

授業料減免辞退届

年　　月　　日

公立大学法人

和歌山県立医科大学理事長　様

学部　　学科　　年

大学院　　研究科　　年

氏　名　　㊞

保証人　　㊞

私は、　　年　　月　　日付で授業料減免の決定を受けましたが、下記理由により減免を辞退したいので届け出ます。

記

１　減免年度・期　　年度　前・後期分

２　減　免　額　　円（全額・半額）

３　辞退の理由

別記第６号様式（第６条・第７条関係）

授業料減免決定取消通知書

年　　月　　日

学部　　学科　　年
大学院　　研究科　　年
氏名　　様

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長

年　　月　　日付で決定した授業料の減免については、下記のとおり減免を取消したので通知します。

記

1　減免取消年度・期　　年度　前・後期分

2　減 免 取 消 額　　円（全額・半額）

3　取 消 の 理 由

（注）納付すべき授業料については、別添の納入通知書のとおりですから指定された納期限までに納入して下さい。

別記第７号様式（第６条関係）

授業料減免額変更通知書

年　　月　　日

学部　　学科　　年

大学院　　研究科　　年

氏名　　様

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長

年　　月　　日付で決定した授業料の減免については、下記のとおり減免額を変更したので通知します。

記

１　減免額変更年度・期　　年度　前・後期分

２　減免していた額　　円（全額・半額）

３　変更後の減免額　　円（半額・減免しない）

４　減免額変更の理由

（注）納付すべき授業料については、別添の納入通知書のとおりですから指定された納期限までに納入して下さい。